

「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」フォローアップ調査 (2017年度)

2018年9月20日
日本製紙連合会

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間を含む様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきた（生物多様性）。この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちの命や暮らしは支えられている。地球規模での自然環境問題が深刻さを増している中、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においては、「持続可能な開発（Sustainable Development）」という概念が提唱され、その実現のために「気候変動枠組み条約」等と併せて「生物多様性条約」が採択された。

2010年10月に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」においては、名古屋プロトコルが採択され、愛知目標「2020年までに生物多様性の損失を止め、健全な状態に戻していくこと」（5つの戦略目標と20の個別目標）が定められた。その中では、国レベルの政策のみならず、企業活動においても生物多様性に対する配慮が強く求められるようになってきている。さらに、2015年9月には国連持続可能な開発サミットが開催され、SDGs（持続可能な開発目標）が採択された。今や社会・経済の基盤である自然資本を保全することは、持続可能な社会の構築に向けた世界共通の目標となっている。

製紙産業は、地球上の生物多様性の揺籃地であり、CO₂の吸収源として地球温暖化防止にも大きく貢献している「森林」から、再生可能でカーボンニュートラルな「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にとって不可欠な物資を供給する産業であり、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務である。このため、2014年6月に日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を策定したところである。

日本製紙連合会は、「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」に基づく会員企業の生物多様性保全の取り組みのより一層の推進を図るため、2015年より前年度の実施状況をフォローアップ調査することとしたところであり、今回の第4回調査については、日本製紙連合会の会員企業33社中29社（昨年度調査と同数）から回答を得たところである。

**「生物多様性の保全に関する日本製紙連合会行動指針」フォローアップ調査
(2017 年度概要)**

1. 企業体制

・経営方針に生物多様性の保全を明示している会員企業は、29 社中 21 社（昨年度調査より 2 社増加）と 7 割以上の会員企業が取り組んでいる。新規の取り組みとしては、自社の環境方針の中に「地域社会と調和を図り、地球環境の保全とともに、生物多様性、及び生態系の保護に努めます。」あるいは「生物多様性の保全等に努め、地球環境保全並びに持続可能な循環型社会の形成に貢献します。」という文言を新たに記載した企業がある。明示していない理由としては、原料のほとんどあるいは全てが古紙であるため、生物多様性との関連について表現しにくいといったこと等が挙げられている。

・生物多様性の保全を担当する責任者を明確に指名している会員企業は 29 社中 13 社（昨年度調査より 1 社増加）と増加したものの、依然として半数に達していない。責任者には環境や技術担当の取締役クラスが多くなっている。指名していない理由としては、生物多様性に関連する部署が多岐にわたっているため特定の者を指名しにくいといったこと等が挙げられている。違法伐採対策モニタリング事業を実施している 17 社には全て違法伐採対策の責任者が明確に指名されており、今後何らかの問題が発生した場合に企業としての的確なリスク管理が行えるようにするためにも、責任者を指名することが望まれる。

・生物多様性に対する影響を軽減するために、日本製紙連合会の「環境行動計画」に基づいて、CO₂の排出削減、古紙利用率の向上等リサイクルの推進、産業廃棄物の削減などに取り組んでいる会員企業は、29 社中 28 社（昨年度調査より 1 社減少）とほぼ全ての会員企業で取り組まれるようになった。新規の取り組みとしては、機密古紙の受け入れ開始による古紙利用率の向上や、大学との共同研究で製紙スラッジ焼却灰を利用した土質改良材を開発し産業廃棄物を削減した取り組みなどが報告された。

・生物多様性の保全に係る NGO 等のステークホルダーと積極的な意見交換等を行っている会員企業は、29 社中 20 社（昨年度調査と同数）であり、約 7 割の会員企業が取り組んでいる。具体的には、自然保護活動等を企業として実施する過程において意思疎通を図るケースや海外植林の実施に伴って地域のステークホルダーと意思疎通をするケースが多く、定期的にステークホルダーミ

ーティングを行って恒常的な意見交換を行っているケースはまだあまり多くない。実施していない理由としては、事業との直接的な結びつきが少ないためステークホルダーについての情報が少ない、あるいは実施する体制が整っていないといったこと等が挙げられている。

・生物多様性の保全に関する取り組みをホームページ、CSR・環境報告書等で情報公開している会員企業は、29社中21社（昨年度調査より1社減少）と7割以上の企業が実施している。また親会社のホームページに掲載してもらっているケースもある。ただし、具体的な事例が少ないケースや総花的で生物多様性との関連が明確になっていないケースも見受けられる。実施していない理由としては、古紙利用が中心で生物多様性との関連があまりないこと、生物多様性に特化した活動は難しいこと等が挙げられている。

2. 持続可能な森林経営

・自社所有林の管理経営計画において生物多様性の保全を明確に位置付けている会員企業は、14社中12社（昨年度調査と同数）と自社所有林を保有している会員企業のほとんどが実施している。実施していない理由としては、ISO 14001に基づいた管理経営計画を策定しているものの生物多様性の保全についての十分な情報が得られていないこと等が挙げられている。

・海外植林の実施にあたってFAOの指針に基づき、河畔林の保護、保護樹帯の確保、保護価値の高い森林生態系の保全、適切な植栽樹種の選択等生物多様性に配慮した森林施業を実施している会員企業は、14社中10社（昨年度調査より1社減少）と7割以上の企業が実施している。このうち、河畔林の保護が9社（昨年度調査と同数）、保護樹帯の確保が9社（昨年度調査と同数）、保護価値の高い森林生態系の保全が9社（昨年度調査より1社減少）、適切な植栽樹種が9社（昨年度調査より1社減少）となっている。その他の取り組みとしては、地元住民の雇用の確保や労働者への環境教育の実施、天然林の緑の回廊の確保などが挙げられている。

・自社所有林についてFSC、PEFC、SGEC等の森林認証の積極的な取得を実施している会員企業は14社中9社（昨年度調査より1社減少）となっている。取得していない理由としては、自社所有林で木材生産をほとんど行っていないため、森林認証を取得するメリットがないこと等が挙げられている。

- ・自社有林の管理・経営方針の策定にあたって環境 NGO 等のステークホルダーとの意見交換を実施している会員企業は、14 社中 10 社（昨年度調査より 1 社減少）と自社有林を保有している会員企業の 7 割以上が実施している。ステークホルダーとしては、行政、地域住民、大学の研究者、環境 NGO 等となっている。実施していない理由としては、実施する体制が整備されていないこと、ステークホルダーからの積極的な問い合わせがないこと等が挙げられている。
- ・自社有林の管理経営計画の実施にあたって、生物多様性の保全について定期的にモニタリングするとともに、その結果をフィードバックするエコシステム・マネジメントを実施している会員企業は、14 社中 11 社（昨年度調査より 1 社減少）とそのほとんどが実施している。具体例としては、海外植林地において林内に家畜が侵入し踏み荒らされた箇所があったため価値の高い保護林について柵の設置などの対策を行ったことなどが報告された。実施していない理由としては、実施する体制が整備されていないこと等が挙げられている。

3. 責任ある原料調達

- ・原料調達方針に生物多様性の保全を明記している会員企業は、29 社中 20 社（昨年度調査より 1 社増加）と約 7 割となっている。ただし、持続可能性の確保などに含めて内容的には明示しているものの、生物多様性の保全という言葉が具体的に書かれていない会員企業も依然としてあり、より明確に標記することが望まれる。明示していない理由としては、ISO 14001 の使用材料許可規定で環境に配慮した商品を購入すること等を定めることで代替していること、原料の大部分あるいは 100%を古紙で賄っていること等が挙げられている。
- ・「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づき、違法伐採の根絶を通じて生物多様性の保全を図るように努めている会員企業は、29 社中 23 社（昨年度調査より 1 社減少）と 8 割の企業で実施されている。また、今年 3 月「合法伐採木材等の流通及び利用に関する法律」に基づく登録実施機関への登録を 27 社が実施し合法性の確認をさらに進める体制を整備したところである。実施されていない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。
- ・サプライヤーが生物多様性の保全に取り組んでいることを確認するため、トレーサビリティレポートを入手するなど、木材原料のトレーサビリティの確保に取り組んでいる会員企業は、29 社中 20 社（昨年度調査と同数）となっている。

具体的には、違法伐採木材は取り扱わないという誓約書及び伐採地域、樹種、数量等を記載したトレーサビリティレポートの提出、伐採現地の確認等を行っている。取り組んでいない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること、トレーサビリティレポートの代わりに森林認証で生物多様性の保全を確認していること等が挙げられている。

・ FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証を取得した木材原料の調達拡大に取り組んでいる会員企業は、29 社中 26 社（昨年度調査と同数）と約 9 割になっている。取り組んでいない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。

・ 責任ある原料調達の信頼性、透明性を確保するため、関連書類の 5 年以上の保管、内部監査や第三者監査の実施、実施状況の情報公開等に取り組んでいる会員企業は、29 社中 25 社（昨年度調査より 1 社増加）と 9 割弱の企業が取り組んでいる。このうち、関連書類の 5 年以上の保管が 25 社（昨年度調査より 1 社増加）、内部監査や第三者監査の実施が 23 社（昨年度調査と同数）、実施状況の情報公開が 19 社（昨年度調査と同数）となっている。このような取り組みは、違法伐採対策や森林認証に伴って実施されているケースがほとんどである。

4. 社会的な環境貢献活動

・ 自社所有林等の自然資本を活用して生物多様性の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、29 社中 13 社（昨年度調査と同数）と半数近くになっている。具体的には、シラネアオイ、シマフクロウ、ヤイロチョウなどの絶滅危惧種等貴重な野生生物や生態系の保護活動、ビオトープの環境モニタリングの実施、自社所有林を活用した環境教育等となっている。実施していない理由としては、自社所有林等の自然資本を有していないこと、実施体制が整備されていないこと等が挙げられている。

・ 生物多様性の豊かな里地・里山の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、29 社中 13 社（昨年度調査より 1 社増加）と 4 割強となっている。具体的には、放置された広葉樹二次林の活用が 5 社（昨年度調査と同数）、林地残材や竹材、虫害材の活用が 10 社（昨年度調査と同数）、バイオマス資源の活用が 13 社（昨年度調査より 1 社増加）となっている。実施していない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っているため木材の活用が難

しい等が挙げられている。

・生物多様性の保全に関して地域社会との連携を図るため、製紙工場の緑化、工場見学の実施、環境講演会の実施等に取り組んでいる会員企業は、29 社中 26 社（昨年度調査より 1 社減少）と 9 割の企業が実施している。具体的には、製紙工場の緑化が 23 社（昨年度調査と同数）、工場見学の実施が 25 社（昨年度調査より 1 社減少）、環境講演会の実施が 12 社（昨年度調査と同数）となっている。その他に排水を流している川の清掃、環境社会コミュニケーション誌の発行等を実施している。

5. 対外的な連携の強化

・民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力している会員企業は、29 社中 14 社（昨年度調査と同数）と 5 割弱となっている。具体的には、「生物多様性民間参画パートナーシップ」、「森の町内会」、「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」、「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」、「生物多様性ちば企業ネットワーク」、「生物多様性アクション大賞」（竹紙）等へ参加している。

・生物多様性保全のための国際的な活動に積極的に協力している会員企業は、3 割弱の 29 社中 8 社（昨年度調査と同数）と少なくなっている。具体的には、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ、ユネスコの活動、WWF の活動等に参加している。協力していない理由としては、国際的な活動に参加する資金的、人的キャパシティがない等が挙げられている。

・生物多様性保全のための国や都道府県の行政施策に積極的に協力している会員企業は 29 社中 15 社（昨年度調査より 1 社減少）と約 5 割になっている。具体的には、環境デーなごやへの協賛、「とやま環境フェア」への出展、「国民が支える森林づくり運動」が展開する間伐紙の生産・販売、平成 30 年の全国植樹祭用の苗木育成等となっている。協力していない理由としては、具体的な要請がないため情報が不足している等が挙げられている。

以上